

有料施設料金表 (R7.4.1～)

施設名		区 分	項 目	単 位	町 内	町 外	
野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	試合	1日	8,000	10,000	
			練習	2時間	1,600	2,000	
		生徒及び児童	試合	1日	4,800	6,000	
			練習	2時間	2,400	3,000	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合			1日	1日の税込み入場料の5%に相当する金額) 当該金額が190,000円に満たない場合は、190,000円とする。)		
	スコアボード			1試合	1,000	1,300	
多目的グラウンド	一般	大会	1日	8,000	10,000		
			半日	4,000	5,000		
		練習	団体	1日	4,800	6,000	
				半日	2,400	3,000	
			個人	1日	300	400	
	半日	200	300				
	生徒及び児童	大会	1日	4,800	6,000		
			半日	2,400	3,000		
		練習	団体	1日	3,200	4,000	
				半日	1,600	2,000	
個人			1日	200	300		
半日	100	200					
屋外	一般		1面	450	600		
テニスコート	生徒及び児童		1時間	200	250		
屋内グラウンド	アリーナ	一般	2面	1時間	1,800	2,300	
			1面		900	1,150	
		生徒及び児童	2面		900	1,150	
			1面		450	600	
		照明設備	2面点灯		1,200	1,500	
			2面の1/2点灯		600	750	
			1面点灯		600	750	
			1面の1/2点灯		300	400	
		空調設備	1コーナーにつき		200	250	
		会議室	1室		550	700	
	空調設備稼働		200	250			
	コインシャワー			5分	200	200	

備考

- この表で、1日とは午前9時から午後5時まで、半日とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 前項に規定する1日の単位に係る時間内以外の時間に町長(指定管理者管理施設にあっては、指定管理者。)の承認を受けて利用する場合の当該時間の利用料は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額とする。
- 前項の規定より算定した金額に50円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は該当単位まで切り上げる。
- この表で、「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒(高等専門学校の生徒を含む。)及びこれに準ずる者をいう。
- この表で、「町内」とは立山町に在住、在勤又は在学する者若しくは立山町に事業所を有する者をいう。
- 利用時間を短縮した場合においても、利用料は減額しない。
- 「団体」とは、指導者又は責任者の引率する15人以上の利用をいう。
- 利用申込みを取り消した場合又は無連絡で利用しなかった場合は、次のキャンセル料を徴収することができる。

キャンセル料

区分	キャンセル料
(1) 利用予定の1週間前から前日までに取り消した場合	利用料の50%
(2) 利用予定の当日に取り消した場合	利用料の100%
(3) 無連絡で利用しなかった場合	利用料の100%